

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七尾市社会事業協会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の役員等報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長及び職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、「旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

七尾市内	3,000円
その他	公共交通機関利用時の実費相当額を別途清算する

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

七尾市内	3,000円
その他	公共交通機関利用時の実費相当額を別途清算する

(3) 法人運営に必要な協議等に出席した場合の費用弁償

七尾市内	3,000円
その他	公共交通機関利用時の実費相当額を別途清算する

- 3 その他、役員等以外のものに費用弁償を行う場合は、その都度、理事長の了解を必要とする。費用弁償の金額は、前項の規定に準ずるものとする。

七尾市内	3,000円
その他	公共交通機関利用時の実費相当額を別途清算する

(改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。